

(別紙)

学校法人寄附行為作成例 改正理由

1 改正趣旨

私立学校法の改正（令和2年4月1日施行）に備え、本県の学校法人寄附行為作成例を改正することであること。なお、改正にあたっては、文部科学省が作成する以下の作成例の改正趣旨を踏まえつつ、本県所轄学校法人の実情に応じた規定としていること。

- ① 学校法人寄附行為作成例（令和元年9月17日 大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）
- ② 学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為（都道府県知事所轄学校法人）

2 各条文に係る主な改正理由（条文の整理・所要の整備のみのものについては省略。）

（改正後）条文	改正理由
第3条	○ （注）は、これまで提示していた3種類の作成例を1種類に統合するため追記。
第4条の2	○ 知事所轄法人においては、大学等研究機関の設置が想定されないため、文言の適正化。
第5条	○ 収益事業の運営に関する重要な事項について、その議決手続きを定めたもの。
第6条	○ 理事長の選任及び解任手続きについて、明確化したもの。また、常務理事を置いている場合の選任・解任手続きについても定めたもの。 ○ （注）は、 租税特別措置法第40条に基づく財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税措置を受ける場合には、理事の定数は、6人以上とすることを付記したもの。
第8条	○ 第1項については、理事長の恣意的な監事の選任を防止するため、選任に係る規定を追加。 ○ 第2項については、第9条第2項で定める理事及び評議員（その親族その他特殊の関係のあるものを含む。）並びに法人の職員には該当しないものの、理事長と監事が他の法人で上下関係にあるような場合や、監事が学校法人と顧問契約を結んでいるような場合など、牽制機能が十分に発揮されない状況とならないよう、選任に係る規定を追加。
第10条	○ 第1項は、補欠の役員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の役員の任期とした方が利便的である例があることを踏まえた、文言の適正化。 ○ 第3項は、理事長又は業務執行権や代表権を有する理事の任期満了後、後任の役員が選任されるまで、理事としての職務を行うのか、理事長や常務理事として、業務執行権や代表権まで行使できるのか不明確であったことを踏まえた、文言の適正化。
第12条	○ 第2項第3号は、役員の死亡時に役員から退任することを明確化する観点での改正。 ○ 第2項第4号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、私立学校法第38条第8項が改正（令和元年6月14日公布、令和元年12月14日施行）されることを踏まえた改正。
第13条	○ 私立学校法第48条の新設に伴う規定の改正。 ○ （注）は、無報酬の場合の対応例について、付記したもの。
第17条	○ 私立学校法第37条第3項の改正、第4項の新設に伴う改正。
第18条	○ 第8項後段は、第9項に規定を整理したことによる削除。 ○ 第9項は、第17条において、監事の理事会招集権について規定したことを踏まえた改正。 ○ 第10項及び第12項は、文言の整理及び第13項の改正に伴う改正。 ○ 第13項は、新設された私立学校法第36条第7項の文言と並びを取った改正。

第19条	○ 日常の業務決定について、あらかじめ理事会でその範囲を定めて明確化し、理事長や特定理事の業務決定権限に根拠を与えるための規定の追加。
第20条	○ 第2項については、議事録への署名押印について、出席した理事全員の署名押印をすることは、学校法人の規模によっては過大な負担となることを踏まえた改正。 ⇒当該規定に変更した場合は、今後の理事会運営に係り、議事録署名人の互選を怠らないよう留意する必要があるもの。 ○ 第3項については、私立学校法第44の2第3項において、私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号又は第3号の取引に関し、理事会の承認の決議に賛成した理事は、任務を怠ったものと推定されることを踏まえた改正。
第21条	○ 第8項は、第12項の追加に伴う改正。 ○ 第10項は、私立学校法第41条第9項の新設を踏まえた改正。 ○ 私立学校法第41条第10項の新設を踏まえた改正。
第22条	○ 第20条の改正を踏まえた改正。
第23条	○ 私立学校法第42条の改正に伴う改正。
第26条	○ 補欠の評議員の任期を前任者の残任期間とせず、通常の評議員の任期とした方が利便的である例があることを踏まえた、文言の適正化。
第27条	○ 第12条第2項第3号の改正を踏まえた改正。
第28条	○ 第13条の改正を踏まえた改正。
第31条	○ 理事総数の <u>現在数</u> の3分の2以上の議決が必要であることの補足の追加。
第35条	○ 同上。
第36条	○ 同上。
第38条	○ 私立学校法第33条の2の新設、第47条の改正に伴う改正。 ○ (注)は、事務所がひとつのみである場合の規定について、補足したもの。
第41条	○ 理事総数の <u>現在数</u> の3分の2以上の議決が必要であることの補足の追加。
第42条	○ 同上。 ○ 「公益法人」について、公益法人認定法に定める公益社団法人・公益財団法人であることを明確化するよう文言を適正化。なお、国や地方公共団体を帰属先に含める場合には追加して規定することが必要。 また、租税特別措置法第40条に基づく財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税措置を受けるためには、帰属先を公益を目的とする事業を行う法人又は国若しくは地方自治体とすることが必要（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第3号）。
第43条	○ 理事総数の <u>現在数</u> の3分の2以上の議決が必要であることの補足の追加。
第44条	○ 同上。
第〇条 (責任の免除)	○ 私立学校法第44条の2の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団法人・財団法人法第114条に基づく規定の新設。
第〇条 (責任限定契約)	○ 私立学校法第44条の2の新設により、同条第4項において読み替えて準用する一般社団法人・財団法人法第115条に基づく規定の新設。